

●市民記者が行く

教えて！国民健康保険税のなぜ

国民健康保険（国保）は、会社員や公務員とその扶養者以外の人が加入する保険です。自営業者や会社を退職された人が加入し、山武市では約1万1000世帯、2万1000人に上ります。

国保の加入者が病気やケガをしたときの医療費などの財源となるのが国民健康保険税です。安心して医療を受けるために必要な保険税について、市の担当係にお尋ねしました。



Q 医者に行かなくても保険税は支払うの？



A 国民健康保険は、この保険に加入している皆さんが、それぞれの所得や加入者数に応じて保険税を出し合い、万一の病気やケガをしても安心して、十分な医療が受けられるように、また出産育児一時金や葬祭費を支給するなど、お互いが助けあっていく制度です。加入者の医療費の支払いや、後期高齢者医療制度への支援分、介護保険納付

金などに使われます。

医者にかからない、保険証を使わないからといって、納税しなくていいことにはならないのです。



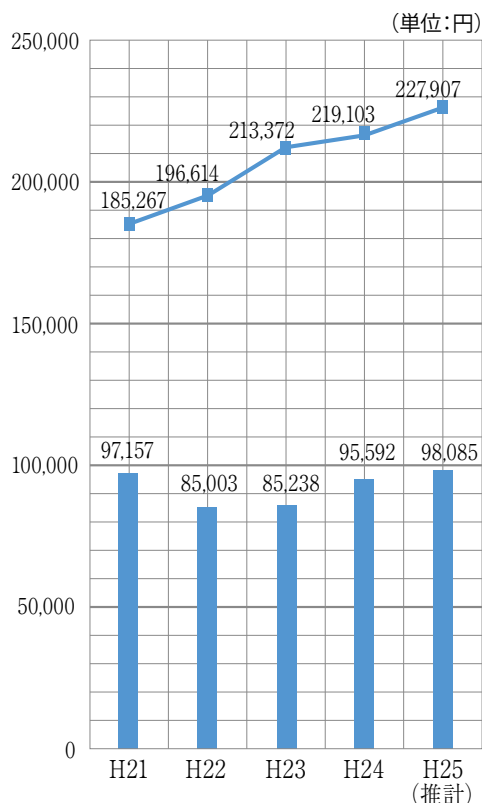
Q 保険税はどうやって決められているの？



A その年に予測される医療費から、医療機関で支払う一部負担金、国や県・市などからの補助金を除いた金額が、市の保険税の総額になります。

保険税の内容は、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分の3つ

■加入者一人当たり課税額・医療給付額



■1人当たり課税額 ▲1人当たり医療給付額

医療給付費課税額 (医療分)	所得割率	100分の7.46
	均等割額	25,600円
	平等割額	29,600円
後期高齢者支援金等課税額 (支援分)	所得割率	100分の1.82
	均等割額	11,000円
介護納付金課税額 (介護分)	所得割率	100分の1.62
	均等割額	13,400円

に分かれ、医療保険分と後期高齢者支援分はすべての人に、介護保険分は40歳以上65歳未満の人に課税されます。保険税は、それぞれ前年の所得に応じて算出される所得割、加入者の人数によって計算される均等割、加入世帯に等しくかかる平等割の合計が各世帯の保険税になります。



Q 保険税は市町村によって違うの？



A 保険税の税率は、各市町村の条例によって決められています。同じ所得であっても、住む市町村によって保険税は一律同じというわけではありません。各市町村の財政状況や国保加入者の年齢構成などによって変わってくるのです。



Q 前年よりも保険税が高くなることは？



A 現在の保険税率は平成24年度に改定し、数年据え置かれています。医療費の伸びにより前年より税率が上がることがあります。

また、先に説明しましたが、保険税は加入者の所得割、加入者数の均等割、加入世帯の平等割の合計で算出されます。前年に比べて収入が増えた、赤ちゃんが生まれたなど新たに加入者が増えた場合などは、前年よりも税額が高くなるのです。反

対に、同世帯の方が国保から社会保険等に移ったときは、所得割、均等割が移った人分減額されることになります。さらに、年齢が40歳になると、新たに介護分が課税されるため、税額が変更されます。65歳になると、介護保険料が別に賦課されるため、保険税の税額が変更されます。

Q 所得がなくても、
保険税はかかるの？

A 市・県民税は前年の所得に応じて課税され、所得がない場合には、税金がかかりませんが、保険税は、所得割・均等割・平等割によって構成されています。所得がない場合は、所得割はゼロですが、均等割と平等割を足した額がかかってくるようになります。

なお、災害や病気、失業などで収入が減り、保険税を納めることが困難な方には、軽減制度などがありますので、課税課にご相談ください。また、会社の倒産や解雇、雇い止めなど、自分で望まないで失業した場合は、失業したときからその翌年度末までの間、前年給与所得を30%として算出しています（要届出）。

Q 保険税はどこで納付できるの？

A 毎年6月にその年の4月から翌年3月までの1年分の保険税額が決定さ

れ、7月中旬に納税通知書が世帯主に送られてお知らせしています。世帯主が国保に加入していません。同じ世帯に国保の被保険者がいる場合は被保険者のみの分を算定して通知しています。

納付方法は、金融機関の口座振替による自動引き落としが納め忘れがなく便利です。口座振替の手続きは簡単で、市役所または各出張所の窓口へご相談ください。納付書を市役所、銀行、郵便局、コンビニエンスストアの窓口に参加して支払うこともできます。

Q 保険税の納付率はどれくらい？

A 税負担の公平性の観点からも、保険税を納められない人がいるのはたいへん残念なことですが、平成25年度の市の納付率は84・72%です。千葉県が88・46%ですから、県平均をやや下回っている状況です。

Q 保険税を払わないでいるとどうなるの？

A 保険税の納期限を過ぎると、督促が行われ、延滞金などが課せられることがあります。

それでも、支払わないでいると、保険証の更新の際に、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。さらに、納期限から1年が経過すると、保険証を返していたき、かわりに「資格証明書」が交付されます。これは、国保の被保険者であることを証明するものです。が、医療機関にかかるときは医療費は全額自己負担になり、あとで保険給付分の支払いを申請する必要が出てきます。

納期限から1年6カ月が経過すると、国保によって給付される療養費、高額医療費、出産育児一時金、葬祭費などの給付の全部または一部が差し止めになります。

保険証の交付制限とは別に、納めないでいると、法律の規定に基づいて、調査の上、財産の差し押さえが行われます。差し押さえた対象となるのは、預貯金、不動産、給与、国税還付金、生命保険、動産（車や電気製品など）。差し押さえた財

産は滞納している保険税に充当されます。

また、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の国保被保険者）がいる世帯では、介護保険給付が制限されることもあります。保険税のほか、市民税や保育所保育料、介護保険料、学校給食費なども滞納処分になります。

Q 差し押さえたものは
どうするの？

A 差し押さえた預貯金や生命保険などは換価して滞納している保険税に充当されます。また、不動産や動産は、インターネットによる公売を実施しています。インターネット公売情報は、山武市のホームページに随時掲載していますので、そちらをご覧ください。ちなみに、平成25年度の差し押さえ件数は42件でした。

●市民記者から一言

国民健康保険税は、なかなかわかりにくいものがあります。私たち一人ひとりが日々の健康に留意し、安易に医療機関にかからないようにすることも大切です。また、市役所に納税相談に訪れたり、出前講座などで税の仕組みについて考えてみてはいかがでしょうか。